

【委員会記録】

有持委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時52分)

これより、商工労働部関係の調査を行います。

この際、商工労働部関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案】(資料①②)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第16号 徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例の制定について

【報告事項】

- 企業誘致の推進について(資料③)
- 徳島県観光振興基本計画に基づいた施策の実施状況について(資料④⑤)
- とくしま県産品振興戦略(仮称)の骨子について(資料⑥⑦)
- 「徳島県ニーダーザクセン州公式訪問団」の派遣について(資料⑧)
- 国際アニメ映画祭の開催について(資料⑨)

酒池商工労働部長

商工労働部から今議会に提出を予定いたしております案件につきまして、お手元の経済委員会説明資料に基づき、御説明させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

一般会計・特別会計予算についてでございます。商工労働部の平成24年度一般会計につきましては、補正額欄の最下欄に記載のとおり、5億8,000万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で658億405万9,000円となっております。

3ページをござんください。

課別主要事項説明でございます。

まず、新産業戦略課でございます。中小企業振興費の摘要欄の①LED王国・徳島推進費のア、LED応用製品普及加速化事業といたしまして、本年7月に創設いたしました、とくしまオンリーワンLED製品認証制度との相乗効果により、LEDお試し発注の制度拡充を図るための経費といたしまして、1,000万円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

労働雇用課でございます。労政総務費の摘要欄の①緊急雇用創出臨時特別対策費におきまして、ア、緊急雇用創出事業といたしまして、県実施事業と市町村補助事業の5億6,680万2,000円及び基金の積み増しの319万8,000円の計5億7,000万円の増額をお願いしており、さらなる雇用創出を図ってまいりたいと考

えております。なお、事業の詳細につきましては、お手元に御配付の資料1、緊急雇用対策事業の概要を御参照いただきたいと思います。

5ページをごらんください。

その他の議案等といたしまして、(1)のア、徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例についてでございます。6月の事前経済委員会で骨子の御説明をさせていただきましたとおり、パブリックコメントを経て、今回提案させていただくものでございます。

平成18年の県内の民間企業の障害者雇用率が1.33%と全国最下位であったことを受けまして、県といたしましては、これまでとくしま障害者雇用促進憲章の制定やとくしま障害者雇用促進行動計画の策定を通じ、障害者の雇用促進に向けて取り組んでまいりました。その結果、平成23年には全国平均の1.65%を若干上回る1.67%まで改善はしたものの、法定雇用率の1.80%を達成できていない状況でございます。また、来年度から法定雇用率が2.00%に引き上げられることから、取り組みをより一層加速させていく必要があると考えております。

当条例におきましては、障害者の雇用の促進等に係る基本理念を定めるとともに、県の責務や事業主、障害者雇用関係団体及び県民の役割を明らかにし、障害者の雇用の促進等に関する施策を推進することにより、働く意欲のある障害者が、その特性に応じて能力を発揮することのできる社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

商工労働部におきまして、今議会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、この際、5点御報告させていただきます。

まず第1点目につきましては、企業誘致の推進についてでございます。

お手元の資料2をごらんください。

丸亀市に本社を置く四国化成工業株式会社が、北島町の徳島工場北島事業所におきまして、LED関連素材の新たな製造ラインを導入することとなりました。投資額は約14億円で、新規雇用は9名程度が予定されており、今後のLEDバレイ構想の推進に御貢献いただけるものと期待いたしております。

また、東京都に本社を置き、通信販売事業トータルプロデュースを行っております株式会社ダーウィンズが、徳島市において当面100名規模のコールセンターを10月に設置することとなっております。

さらに、サテライトオフィス関連企業への支援といたしまして、神奈川県から神山町に移転いたしました、広告デザイン会社の有限会社井上広告事務所ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金の奨励指定を行いました。

なお、本年6月に創設いたしました電力リスク緊急企業支援補助制度につきまして、大塚製薬株式会社徳島第2工場及び北島酸素株式会社徳島工場の2事業所に対し、支援を決定したところでございます。

今後におきましても、市町村及び関係機関と連携し、積極的な企業誘致活動を実施し、県内経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に第2点目でございますが、徳島県観光振興基本計画に基づきました施策の実施状況についてでございます。

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の規定に基づきまして、平成23年度における観光振興基本計画の

事業の検証結果について御報告いたします。

お手元に資料3、平成23年度観光振興基本計画の実施状況(概要)及び資料4、全体版をお配りさせていただいております。このうち資料3の概要に基づき、御説明させていただきます。

まず、1、将来の観光を担う人材の育成といたしまして、観光ガイド育成講座等を開催するとともに、2、「阿波とくしま」の魅力あふれる観光地づくりといたしまして、萬の民の阿波おどりワークショップを開催、さらに、3、新たな観光旅行の開拓と滞在型観光の推進といたしまして、インストラクター研修などに取り組みました。また、4、情報発信の強化による「観光とくしまブランド」の確立におきましては、県外で観光情報の発信を行ったほか、観光情報サイトの内容を充実いたしました。次に、5、国際観光の推進といたしまして、広域連携による観光プロモーションを実施いたしますとともに、6、広域観光の推進といたしまして、四国ツーリズム創造機構や兵庫県との連携により、国内外からの観光誘客を進めてまいりました。最後に、7、「阿波とくしま」らしいにぎわいの創出といたしまして、アニメイベント、マチ★アソビなどを開催し、にぎわいの創出を図ってまいりました。

以上、御説明のとおり、計画全体を通じ、おおむね順調に推移いたしております。

なお、これらの事業を検証するために、去る8月29日に観光審議会を開催し、各委員から御意見や御助言をいただいたところでございます。

今後とも引き続き、観光振興基本計画に基づきまして、各種施策を積極的に推進し、観光立県とくしまの実現を目指してまいります。

第3点目につきましては、とくしま県産品振興戦略(仮称)の骨子についてでございます。

お手元に、資料5、とくしま県産品振興戦略(仮称)の概要及び資料6、全体版をお配りさせていただいております。このうち資料5の概要に基づき、御説明させていただきます。

1、趣旨に記載のとおり、本戦略につきましては、県民に愛される県産品といたしまして、県内での消費拡大、大都市圏等での認知度向上、販売促進を目指し、地域産業の活性化につなげるものであります。そのため、徳島ならではの農林水産品、加工食品、伝統的工芸品を対象といたしまして、5、基本戦略に記載のとおり、体制づくり、市場調査、商品開発、ブランド化の推進、販路拡大・販売促進の体系ごとに施策を展開し、関係機関が連携、協力して取り組むことで県産品の振興を目指すものでございます。

今後におきましては、県議会での御論議やパブリックコメントを経て、本年中を目途にとくしま県産品振興戦略を策定してまいりたいと考えております。

第4点目につきましては、「徳島県ニーダーザクセン州公式訪問団」の派遣についてでございます。

お手元の資料7をごらんください。

去る9月3日から8日までの間、副知事を団長に、樫本議長、北島議員、重清議員を初め、大学、体育協会、徳島少年少女合唱団等の皆様で構成をいたします公式訪問団が同州を訪問いたしました。

その成果についてでございますが、(3)文化交流といたしまして、徳島少年少女合唱団とハノーバー少年少女合唱団との友好合唱団提携の締結をするほか、(4)のとおり環境・新エネルギー分野をテーマに日独交流セミナーを開催し、本県の高いポテンシャルを紹介するなど、経済・環境分野での交流を促進してまいりました。また、(5)スポーツ交流といたしまして、県体育協会とニーダーザクセン州スポーツ連盟との包括協定を締結したところでございます。

今回の公式訪問団派遣を契機といたしまして、両県州の交流を新たな段階に導き、より強固なものとしていくことができるよう、交流をなお一層発展させてまいりたいと考えております。

第5点目につきましては、国際アニメ映画祭の開催でございます。

お手元の資料8をごらんください。

昨年秋に引き続きまして、今年23日から10月8日までの間、眉山山頂をメイン会場といたしまして、国際アニメ映画祭を開催いたします。

今回は、国内外からアニメ作品の公募を行い、今年3月にオープンいたしましたユーフォーテブールシネマにおいて上映するとともに、徳島阿波おどり空港に宇宙戦艦ヤマトの巨大模型を展示するほか、アニメ作品の授賞式や新作アニメのプレミアム先行上映会、新作アニメゲームの実演会を開催いたします。

引き続き、アニメといえば徳島をしっかりと発信し、本県秋の大規模イベントとして定着化させてまいりたいと考えております。

説明及び報告につきましては、以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

有持委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

森本委員

1点だけ。前回の6月議会でもお聞きをいたしましたけども、湖南省を中心とした対中国戦略についてお問い合わせいたします。

前議会でお話したのは、大概に撤退したらどうかというようなことを申したんですけど、やっぱり戦略そのものは続いているような感じで、そしてまたここに来て、この夏、尖閣諸島をめぐる日中の関係というのは非常に悪化をいたしております。国際舞台で胡錦濤さんと野田首相が顔を合わせても、ほとんど公式に話もできない。これは大変な状況でありまして、同じ国際会議に行って、隣土の国家の代表がきちとした話もできないし、既成事実をつくるだけの立ち話で終わったという、このような非常に厳しい困難な日中関係の中で、地方都市として、いつまでも中国、中国というときではないんじゃないかなというのが私の思いであります。今、我々は日本の国家としての外交、外交の基本は領土、領海を守ることであるし、その外交の問題において、中国と厳しく対峙をしていかなければならないし、きちとした日本のアイデンティティーも見せていかなければならないときに、地方都市だけが中国、中国と、地方経済の活性化という夢をいつまでもいつまでも、国家の考え方、多くの日本国民の考え方とは裏腹に地方行政がそういうことにつつまを抜かすのはいかがなものかなと私は心から思っております。

これ永久にやめっていうわけではないんです。やっぱりそのときそのときの国同士の外交状況っていうのをきちっと把握しなければならぬし、こうしたときに、中国の言いなりになるような国際交流、湖南省との交流というのは、一たん白紙に戻すということをやっぱり知事がきちっと県民に向けて、私は宣言をすべきだと思

うし、今、難しいですねだけでは困るし、そういう県民も相当数私はおるんじゃないかなと。

中国の旅行者が拡大して、地方経済を潤してきたというのは、数年前からいろんな地方都市で顕著になってきておることです。徳島県の場合は、私はまだ全く経済的効果はゼロに等しいと思っておりますけど、まだ持ち出しのほうが圧倒的に多いと思っておりますけども、今後、今の国際情勢の中で、日本の置かれた状況の中で、徳島県として中国戦略に対して何か変更はございますか。

板東国際戦略課長

中国との交流ということで、尖閣の問題も絡めての御質問でございますけれども、例えば観光の面で、中国のほうからの夏あたりからの動きで言いますと、中国の山東省からテレビ局の方に8月にお越しいたいたりとか、教育旅行というようなことで、7月にもたくさんの方に県内にもお越しいただくということで、かなりこの夏のあたりに動きがございました。それから交流という意味で言いますと、湖南省におきましては、先日になりますけれども、湖南省の林業庁の方がお見えになりまして、本県の先進的な林業技術との交流を図りたいというようなことで、まさに尖閣の問題がピークになるというか、昨日の動きを受ける直前ではございましたが、そういったような交流の動きもございました。

ただ一方で、今、新聞の報道でもいろいろなされておりますけれども、尖閣諸島の領土問題で非常に両国の間が緊張状態になっているというふうなこともございまして、その点については、国のほうでしっかりと対応してもらいたいという考えを持っておるところでございます。県といたしましても上海事務所がございまして、湖南省と友好提携を結んでしっかり交流をやっていこうというような中で、今後の交流を進めるに当たりましては、今、非常に緊迫した状況というのもありますので、現地の情報等にアンテナを高くして情報収集をしながら、今後の動きというか、対応について、そういったものを慎重に見きわめながら対応してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

森本委員

今の板東課長の話で、相当、湖南省との交流、対中国戦略ということに対して、徳島県としても御苦労をされておるなあ、非常に困難を感じながら県の職員の皆さんがお仕事をされているなということは、私も十分に実感をいたしております。

しかしながら、尖閣をめぐる話に戻るんですけども、ああした形で領土、領海が荒らされ、国旗が焼かれ、こうしたことを公然とお隣の国たちにやられるというのは、私は地方行政も含めて、日本人の国家としてのあいまいさ、行政のあいまいさだと。ああいう関係の中で、へこへこして遊びに来ませんかというような場合ではないなというのが、政治を17年間やってきた私の思いですけども、知事は知事で、皆さんは皆さんで、徳島県の経済ということが一番に考えるのは十二分にわかるんですけども、同じ日本という国家の中の、関西の中の1つの徳島県として、とるべき態度というのをとるときはきちっとらなければならないと思うし、いつもいつも経済、経済という結果が今の日本というような国になってしまったような気が僕はいたします。それはそれできちっとけじめをつけて、中央のニュースというのもきちっと把握して、日本の立ち位置というのをきちっと把握をされた上で、地方行政にも当たらなければならない。この経済委員会にふさわしい質問ではないかもわかりませんが、私はそういうことを常々思っていたし、仙谷さんが官房長官時代に例の尖閣諸島

で問題が起こったときも、私は本会議で、いつもいつも経済、経済ではいかんと思うと、ここは一步引いて中国に対してきちっとした姿勢を示すべきであるということを知事さんに言いましたけども、やっぱりその後、湖南省との交流を中心として徳島県の中国戦略というのは全く変わっていないようなので、これは日本人の一人として、日本国家の一部を司る徳島県としても、今の中国と日本の関係というのをクールに判断して、県行政としても対応しなければならないと思っております。

それとあと、こうした国家間の問題もさておき、私は今のところ湖南省との徳島県の中国戦略というのは、徳島県の経済にとっては何らプラスになってない。今の段階でね。これから先があるんでしょうけども、今の段階ではなっていないし、もう一度そういう意味でも、知事を中心に大きく見直してもらいたいなあ。いつまでもいつまでも意地を張らずに、だめなときはぱっと撤退して、もう一度、新しい戦略を考える。こうしたこともお願いをいたしたいと思います。これは、この2年間ずっと思っておったことなんで、よろしく願います。部長、何かお話があれば。

酒池商工労働部長

先ほど板東課長が御答弁させていただいたことにちょっと重なりますけども、そもそも我々がグローバル戦略を策定いたしましたのは、中国だけではないんですが、特に成長が著しい中国をターゲットといたしまして、その勢いを徳島県経済に取り込んでくるというふうなことを目的に戦略を策定いたしまして、その一環といたしまして、湖南省との友好提携を締結し、さまざまな分野において交流を促進してまいりました。委員から御指摘のあるように、経済効果につきましては、まだまだというような御意見も一面にはございますので、当然、我々といたしましてもこういった交流の促進を通じまして、さらなる経済効果の波及を徳島県経済に取り込んでくるということについて、積極的に取り組んでいくというふうな気持ちは現在、持っております。

ただ一方、今の日中関係は緊張状態にございますので、こうした中で、これから先々こうした状態が続きますと、やはり観光の入り込み客数、こういったところについても影響が出てくるものと予想されます。ただ、こういったこともありますけども、今後、国の情報とか上海事務所の情報、現地の情報等をしっかり収集しますとともに、先ほど板東課長が申しましたように、日中関係の動向、こういったものを十分見きわめながら、我々の対応についても今後、十分検討してまいりたいと考えております。

達田委員

説明資料の3ページの予算なんですが、LED応用製品普及加速化事業っていうのがございます。先ほどの説明で、お試し発注の枠を拡大するというような御説明がございました。具体的にどういうものをどういうところにどれぐらい入れるのかっていうのをもうちょっと詳しく説明していただければでしょうか。

黒下新産業戦略課長

ただいま今議会に提案させていただいておりますLED応用製品普及加速化事業に対する御質問をちょうだいいたしました。

この制度といいますのは、もともと東日本大震災以降のエネルギー需給の逼迫、これを踏まえまして、国民のLED製品を導入しようとする機運がかつてない高まりを見せている中、国においては白熱電球の製造

販売の自粛要請、さらには改正電気用品安全法の施行によりましてLED製品の安全基準の制定が進むなど、LED照明への切りかえの促進も進められている中で、まさに照明革命ともいべきLED照明への一大転換期を迎えていると、このような状況でございます。

こうした中、徳島県ではこの時期を逃すことなくスピード感を持って、県のLED関連企業の高品質な製品を国内外に広く浸透させることが重要であるというふうな認識のもとで、昨年度、県立工業技術センターに光学性能評価機器といたしまして全光束測定機器及び配光測定機器を、議会で予算を承認いただきまして導入したところでございます。このいずれの機器につきましても、全国屈指の規模ということで、かなり全国的に使用の要望も来ているなど、県内企業を初め広く利用されていることになろうかというふうな状況でございます。こうした機能充実を図るとともに、ことしの7月、こうした機器を活用しまして、県内のLED関連企業が開発、生産いたしましたすぐれたLED製品を徳島ブランドとして認証することによりまして、企業のさらなる販路拡大につなげるオンリーワンLED製品の認証制度を創設したところでございます。このように順序立てて取り組んできたところでございますけれども、これをさらに一歩進めようということで、今回新たに、この認証制度に登録されましたLED応用製品をLED応用製品普及加速化事業ということで優先的に県が購入いたしまして、県内企業が生産したすぐれたLED製品が幅広い分野で使われるという、まさに生きたショールームというような形をつくり上げようということで提案させていただいたものでございます。

今後の用途といいますか、どういうところで想定してるのかといったような御質問でございますけれども、これにつきましては、各関係部局との協議の中で進めていくようになりまして、まず県の各部局のほうに購入希望の照会を行いまして、優先度等の観点からその可否を決定して導入していくということになります。徳島県のLED関連企業は、ラインをつくったような大量生産の照明器具っていうのは、今ちょっと手がけておられなくて、産業系のニッチな分野に対応した製品を開発、生産しているという状況にありますことから、この事業を活用して想定される購入製品といたしましては、例えば道路の街路灯でありますとか防犯灯、トンネル照明、公園の防犯灯、さらには災害時に避難所として使用される学校の体育館など天井の高い部分への照明でありますとか防災防犯灯、さらには病院の防災防犯灯と、こういったところで使用されることになろうかというふうに考えております。以上でございます。

達田委員

LED応用製品っていいですよと、私どもは省エネという観点から注目をしてるんですけども、これを普及していくっていうのはいいことだと思うんですが、お試し発注って、今までずうっといろんな製品をお試し発注してますよね。こういうものを買いましたっていうリストはあるんですけども、どういうふうに役立って、お試し発注したものがどういうふうにじゃあ売れていったのか、あるいは生産が多くなったのか、少なくなったのか、そういうことは全くわからないわけなんです。ですから、せっかくこういうことをするのであれば、後々の追跡の報告っていうか、そういうものもやっぱりしていかないと、お試し発注をした意味がないと思うんですが、その点ではどうなんでしょうか。

黒下新産業戦略課長

その件につきましては、今回の制度創設を機に、県のホームページのほうにも改良を加えまして、ホーム

ページ上でも実際にお試し発注で購入された製品の情報発信ができるような形でありますとか、あるいはパンフレット類を活用して情報発信を行うことによりまして、企業のそういう頑張った取り組みが実際に情報発信できて、県の納入実績もPRできるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

県民にわかりやすい形でお試し発注の意義というのを発信していただけるようお願いいたします。

最後に要望になるかと思うんですが、緊急雇用創出事業でいろいろリストが出ております。それで、そのリストを見てみますと、本当に大事な仕事、これが本当にたった一人だけでできるのだろうか、あるいは短期間の雇用でなし遂げられるのだろうかというようなことが、ずらっとリストに載っているんです。一つ一つ取り上げたいんですけども、それは置きますが、緊急雇用の創出をして、そこで働いた方がずっと必要であれば働けるようにしていくという、そういうシステムが必要ではないかと思うんですけども、その点だけお聞きしておきます。

新居労働雇用課長

緊急雇用創出事業において、後で継続的な雇用に結びついていくような施策を講じるべきではないかというところでございます。

御承知のとおり、緊急雇用創出事業につきましては、平成20年秋のリーマンショックを受けまして、離職者が大量発生したと。そういう方々に緊急避難的に、次の継続的な雇用に向けて職を探していく間に緊急的にお勤めをいただくとか、あるいは当面の生活費を得るためというようなことで、緊急という言葉が用いられとんですけど、そういったことで平成21年度から実施しておる事業でございます。

もちろん委員がおっしゃるように、継続的な雇用に結びつくというのが一番望ましい姿ではございます。これについては、前議会でも同様の質問をいただいたんですけど、緊急雇用につきましては、平成25年度で一応終わるというようなこととなりますので、何らかの検証なり、あるいは効果測定等が必要でないかなというふうに考えておりますので、その辺については検討してまいりたいというふうに考えます。

木南委員

午前中の労働委員会関係でちょっと発言したんで、そのフォローをしとかないかんです。

労働委員会へ労使紛争のことで随分相談に来るわけなんです。御存じのとおり徳島県っていうのは、中小零細企業がほとんどなんです。今回、報告された企業がどうっていう話ではないんですよ。2件あるんですが、従業員を聞いてみると7人の企業が1つと、10人の企業が1つ。また聞くところによると2人とか1人とかいう企業があって、この中小零細企業の経営者っていうのは、ちゃんとした勉強をしとる人もいますが、ほとんどの人は労働3法など新しくできた労働契約法等に精通した人は少ないわけなんです。労働者側から来るのは単組でなしに上部団体、プロが交渉に来るわけ。そうすると、やはり知った者が知らん者を説き伏せるんですから、たやすいことなんです。公平な解決ができればそれでいいんですけども、本来的には経済団体がその組織された企業に労働関係、労働法等については周知するというか、勉強会をするべき組織だと思う。ところが、この組織もそういう法律的には心もとない。

県庁には労働雇用課がありますね。そこに、そういうふうな指導をすべきということが事務分掌の中にあつたもんですから、労働関係の専門家がいる中以上の企業、何百人、何千人の企業は、そこでそれなりの勉強をされてますけれども、ほとんど知識のない経営者もいるわけ。そんなところをやっぱり指導すべきというか、姿勢は示さないかんし、知識を持ってもらわないかんと思う。労働争議っていうのは大変と思うんです。そんなことがあると思うんで、労働委員会でもそんな話をしたんですが、労働委員会は調停をするところですから、商工のほうへ申し上げるということをけさ言うたもんですから、一応というんではなしに、真剣にお話をさせていただいて、御答弁がありましたら。

新居労働雇用課長

労働争議等々のお話ということでございます。

これにつきましては、労働雇用課ということでございまして、労働者サポート事業というのを現在、実施しているところでございます。この中身につきましては、当然、労使双方の方から労働相談というのを常時、受け付ける体制をとっております。また、労働法規等につきましては、非常に最近、改正等が多々ございますので、労働雇用課で作成しております労働徳島といった年4回発行しておりますパンフレット等でもタイムリーに、そういう情報提供はさせていただいております。また、労働法規等についてのセミナー等につきましても、昨年は2回ほど労働契約法について開催いたしました。これにつきましては、労働者の方、あるいは当然、経営者の方にも御参加をいただいて、勉強していただいたというようなことでございます。

もちろんそういうふうな労働紛争が、労働法規を十分に知り得ていないところから起こるというケースが多々ございますので、そういったところにつきましては、引き続き国の労働局、あるいは労働基準監督署等と連携しながら啓発、広報に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

木南委員

名前が労働雇用なので、雇用者側も入っとなのか、労働者側にスタンスを置いているのか、組織的にちょっとわからんですが、経営者側に対して、そういうふうな周知をする、あるいはそういう勉強会をするっていうのは、どこが担当するんですか。

丸谷企業支援課長

私のほうから企業支援の立場で申し上げます。

やはり労使がうまくいって、それがひいては企業の発展、あるいは経営力の評価につながるものと私は考えております。そういった面で、特に経営者については、そういう労働問題、あるいは法制についてやはり詳しく知っていただきたいと考えております。基本的には、そういったものも含めてマネジメントととらえまして、経営者に対する人材育成、経営者に対する勉強会でありますセミナーを平成長久館というところで年間のプログラムをつくってやっております。それが一般的なマネジメントの研修というふうなことになります。

詳しくは個別相談ということで対応させていただいております。とくしま産業振興機構のほうで社会保険労務士の方を登録いたしまして、その方を専門家として、助っ人として企業に派遣するという事業をしております。そういったことで個別の相談に応じているということで、詳しくはそちらのほうで個別の、例えば賃金体系

をどうしたらいいのかとか、あるいは労務規約をどうつくったらいいのかとか、そういう個別相談に応じているという状況でございます。

木南委員

よくわかりましたが、本来的には県が直接そんなことをせんでも、経済団体、今、3団体か4団体があるんですよ。その仕事だろうと思うんですけども、見てみると県とのつながりが非常に緊密というか濃いんです。ここへ対する啓発みたいな、あるいはその指導員に対する研修みたいなことは、自分でやっとなのか、あるいは県とタイアップしてやっとなのか、何かありますか。

岡田商工政策課長

冒頭に木南委員さんのほうから、本来指導すべき商工団体のほうが、ちょっと心もとないというような御意見もいただいたところでございます。

今現在、6つの商工会議所、24の商工会、それから商工会連合会で109名の経営指導員が配置をされておるところでございます。経営指導にとりましては、経営改善普及事業ということで、そうした労務一般の指導並びに改善、こういったことをやっていくということが非常に重要な業務であるというふうに我々も認識しておるところでございます。特に今年度より徳島経済産業会館が開館ということで、従来、商工会議所と商工会が別々のところにいたものが一緒に入居しているということで、いろんな意味で連携ということもより進めていかなければいけないと。県としましてもそういった経営指導員のスキルアップに向けましては、いろいろ支援制度を考える中で検討を今しているところでございますので、本日、委員からいただいた意見を踏まえて、よりスキルアップにつながるような形で施策をできたらというふうに考えております。

木南委員

労働紛争が起きるとするのは、労使ともに不幸なことなんです。お互いが法律をよく知る、立場をよく知るといことで、そんな不幸なことが起きないと思うんです。ところが先ほども言いましたように、中小零細企業の経営者っていうのは経営しながら労働者なんです。ハンドルを持ってる、スコップを持ってるというところが多いんで、なかなか知識を得ることが少ないんで、やはり身近におる指導機関のほうから十分な周知ができるような体制をとっていくことが非常に大事でないかと思っておりますので、そのことも考えて改善方を要請しておきます。以上です。

松崎委員

障害者雇用促進条例というのが提案されました。それで、7月24日までパブリックコメントをされたということですけども、その内容は、やっぱり効果のある条例にしてほしいということが、切なる願いだろうと思います。私もこの条例をこの9月議会で作るんですよという話をしたとき、障害者団体であったり、障害者の方を雇っている事業をされている方なんかは期待をされているというふうに思ったんですが、効果のある条例にするためにも、以前、課長が話をされたのは、障害者雇用率が全国最下位だったんだと、平成18年ですね。しかし、それからとくしま障害者雇用促進県民会議というのをつくって、徐々に平均並みになってきた

というお話をいただいたんですけども、前回の6月のときにこの雇用の促進に関する条例の中に、こういった障害者雇用促進の県民会議というようなものをきちっと条例化して、役割を担ってもらったらどうだということをお願いしました。そのことで効果のある条例になるのではないかという期待もするわけなんですけど、そのことに関して、どのように検討されて、どのように考えられておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

新居労働雇用課長

今回、障害者の雇用促進条例ということで提案をさせていただいております。その中に委員会をというふうなことでございます。これにつきましては、6月議会におきましても委員のほうから御提言、御提案をいただきました。それを踏まえまして、私のほうでも、とくしま障害者雇用促進県民会議のありようですとか、あるいは他県での動き等々につきまして、ちょっといろいろな研究をさせていただいたところでございます。

まず、とくしま障害者雇用促進県民会議につきましては、先ほど委員もおっしゃっていただきましたけれども、平成18年に障害者の法定雇用率1.8%に対して、徳島県の民間の企業の雇用率が1.33%と全国最下位に沈んだということで、これではいかんというようなことで、翌年の19年8月に、経営者団体の方、障害者団体の方、広い見識をお持ちの学識経験者の方、あるいは関係行政機関等、24名で構成した県民会議でございます。非常に熱心に御討議をいただいて御提案もいただく中で、平成23年6月時点では1.67%と、冒頭にも報告をさせていただきましたけれども、全国平均は上回っている状況にまで雇用率が改善されてきているというところでございます。この雇用促進県民会議の方々におきましては、企業訪問、あるいは先進地の視察等、非常に精力的にお取り組みをいただいており、県内の民間企業の雇用率の改善に非常に大きな貢献をなされたものではないかというふうに考えておるところでございます。

もう一方、他県の状況ということで、同じように障害者の雇用促進ということに関しての条例を設置しておるのは、現在、大阪府が平成22年度に設置をしているところでございます。まさに似たような条例の内容でございますが、大阪府のほうの担当者に聞いてみますと、そういった委員会的なものは条例の中にはうたっていない。なぜなのかということをお聞き合わせしてみますと、保健福祉部局のほうで、徳島県も同じなんですけれども、障害者基本法に基づいて、そういう審議会を設置せいかんという定めがございます。ですから大阪府のほうも、障害者全般にわたる議論ということは、そちらのほうで議論して、具体的な業務執行については各担当課でやっているというような状況を教えていただきました。

徳島県におきましても、保健福祉部局のほうで障害者施策推進協議会というものが障害者基本法に基づいて設置をされております。その中で雇用、就労につきましても議論をしていただくという場がございます。その推進協議会の委員さんは、障害者団体の方等につきましては、労働雇用課で持っております雇用促進県民会議の委員さんも重複して参加をさせていただいております。ですから、そういったことも含めまして、また徳島県には審議会の設置とか運営に関する要綱というのもございます。似たような審議会等の設置については極力避けるべきだというようなこともございまして、今回の条例の中には雇用促進県民会議の位置づけは、あえて入れていないというところでございます。

長くなって申しわけないんですけど、以上でというようなことで御理解をいただけたらと思います。

松崎委員

障害者の問題というのは、保健福祉部が関係する分野と、特に雇用になると労働雇用の分野があって、条例や規約上、ダブることがあるということになろうかと思うんですけども、確かに障害者基本法によってつくられた、いわゆる推進協議会、ここでも議論するんですよと。

そうしたらもう一つ、これから引き続いて雇用促進県民会議も規約によって雇用促進するんですよということですが、この連携とか調整みたいなことは、どのようにやられる仕組みになるのでしょうか。

新居労働雇用課長

それにつきましても、推進協議会と当方の雇用促進県民会議につきましては、保健福祉部と商工労働部等が緊密に連携をとっていきたいというふうに考えております。

松崎委員

ぜひ連携して、パブリックコメントにありますように、本当に実効性のある障害者雇用が進むように。今回の中で、県自身が雇用促進するとか、障害者がつくられたいろんな商品を積極的に買っていかとか、そういう画期的なことも目標として掲げられているんで、そのところは大いに評価をしたいと思うんですけども、ただ、この条例の概要の中のエですね。知事は、障害者の雇用の促進等に向けた取り組みについて、総合的かつ計画的に推進するために、障害者の雇用の促進に関する行動計画を定めるものとするということになりますが、これはどこが定めるのでしょうか。

新居労働雇用課長

行動計画につきましては、先ほどのとくしま障害者雇用促進県民会議のほうにおいて御議論をいただいて、現在、平成23年度から25年度にかけて第2期の行動計画というのを実施しているところでございます。ですから引き続きまして、雇用促進県民会議におきまして、また雇用促進県民会議のありようについても、委員のほうから規約ということでございますけれども、条例を制定するということも踏まえまして、県民会議の位置づけをもっと強固なものにしていきたいというようなことも考えております。以上です。

松崎委員

ぜひ県民会議が本当の役割を果たせられるように、なおかつ障害者福祉の部門とも連携できるようにしっかりやっていただきたいなというふうに思います。そして、せっかくつくられた障害者の雇用の促進条例を障害を持たれている方、また障害者の方が御家族におられる方等々の励みといいますか、激励になるような条例として運用いただければなというふうに思います。以上です。

有持委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。(14時41分)